

令和3年3月30日招集

3月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

令和2年度3月 新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年3月30日（火）午後3時30分から午後4時5分

2 開催場所 江南区役所 3階 302会議室

3 出席委員（19人）

1番	虎澤栄三	2番	石山和徳	3番	渡邊芳枝
4番	小戸田修子	5番	鈴木健二	6番	小熊義信
7番	山岸信一	8番	成田誠一	9番	内藤浩一
10番	谷澤康雄	11番	坂井雄一	12番	塚原幸夫
13番	鈴木金一	14番	別所正幸	15番	神田和博
16番	石塚絹代	18番	仁多見繁隆	19番	齋藤茂博
1番	平栄（農地利用最適化推進委員）				

4 欠席委員 17番 田中さとみ

5 議事日程

第1 議事録署名委員選出

第2 議事

(1)農地部会所掌

議案第10号	農地法第4条許可申請に関する処分決定について
議案第11号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第15号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

(2)農政振興部会所掌

議案第12号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について

(3)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井靖彦	事務局次長	佐藤敏宏	事務局次長	小林友衛
農地係長	岡田明	農政振興係長	八百板恵	農政振興係主査	石井健一
管理係主査	遠藤文博				

7 会議の概要

小林次長	<p>それでは、これより3月定例総会を開会いたします。欠席届が出ておりますので、報告いたします。17番田中さとみ委員，以上1名でございます。新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、第1地域調査委員長として平栄委員からご出席いただいております。よろしくお願いたします。同委員会会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ議長席へお願いします。</p>
議長(会長)	<p>益々、農作業が忙しくなる時期になりました。大変お忙しい中、定例総会の出席、ご苦勞様です。昨年の初めからコロナウイルスの感染が拡大してきて、毎日、ウイルス関連の報道がされているわけですが、なかなか終息が見えてこない状況です。そんな中、昨日、新潟市の桜が開花したという宣言が出されました。今日も通りすがりに見ましたが、1週間前に開花したのでは、というほど咲いています。観測史上一番ということ。この前の冬は、大雪、強風で新潟県では建物や施設等に被害があったわけですが、桜の早い開花が、コロナで落ち込んだ気持ちを癒してくれる開花なのか、又は今後起こる自然災害の前兆なのか、わかりませんが、昔の花見は、4月20日過ぎに鳥屋野潟へ行った記憶があります。それからすると20日以上早くなっています。今後、コロナウイルスの感染が終息に向かい、自然災害もないことを祈りながら、仕事を進めたいと思っています。今日は、令和2年度の最後の定例総会、その後定期総会がありますので、委員の皆様には慎重審議の上、スムーズに進むようお願いしまして、始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、私の方でご指名申し上げます。14番別所正幸委員，18番仁多見繁隆委員を指名いたします。議事に入る前に、総会の議長についてご提案申し上げます。委</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>員会会議規則第5条の規定によると、総会の議長は会長が務めることとなっておりますが、両部会の所掌に関する議事につきましては、それぞれの部会の役員から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なし、ということですので、農地部会の所掌に関する議事につきましては、鈴木農地部会長さんから、また、農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、齋藤農政振興部会長職務代理者さんから議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることといたします。最初は、農地部会の所掌に関する議事ですので、議長は、鈴木農地部会長と交代いたします。</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>先週の金曜、中央区万代に行ったところ、桜も所々、咲いていましたが、あっという間に満開になってしまい、1週間位で散り始めるのでは、と思っているところであります。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。議事の都合上、追加の議案第15号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第10号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第11号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、の順番に審議を進めることとし、一括して事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>農地係の岡田でございます。それでは、私の方から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>初めに、今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。農地法第3条許可申請に関する意見決定が、横越地区で3件です。農地法第4条許可申請に関する処分決定が、大江山地区で1件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が、大形地区で1件、大江山地区で1件、横越地区で2件、亀田地区で1件の計5件です。今月の議案件数は合計で、9件となります。また、私からは、調査委員会に付されていない案件をご説明し、調査委員会に付されている案件は、この後の各調査委員長からの報告をもって説明に代えさ</p>

	<p>せていただきます。</p> <p>それでは、A4版片面刷りの議案第15号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、をご覧ください。1ページの横越地区第1号は、農地を贈与により所有権を移転するものです。農地の面積が狭小で譲渡人が耕作できないため、当該農地を耕作している譲受人が経営規模を拡大するため申請しました。申請地は、江南区二本木の田1筆19㎡で、農用地区域内です。譲受人世帯の経営面積は、1,784.8aで、農業従事者は4名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も一式所有しています。また、経営に供すべき農地は、すべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められます。1ページの横越地区第2号も、農地を贈与により所有権を移転するものです。農地の面積が狭小で譲渡人が耕作できないため、当該農地を耕作している譲受人が経営規模を拡大するため申請しました。申請地は、江南区二本木の田1筆113㎡で、農用地区域内です。譲受人世帯の経営面積は、335.72aで、農業従事者は4名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も一式所有しています。また、経営に供すべき農地は、すべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められます。1ページの横越地区第3号も、農地を贈与により所有権を移転するものです。農地の面積が狭小で譲渡人が耕作できないため、当該農地を耕作している譲受人が経営規模を拡大するため申請しました。申請地は、江南区二本木1丁目の畑1筆100㎡で、農用地区域外です。譲受人世帯の経営面積は、243.15aで、農業従事者は2名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も一式所有しています。また、経営に供すべき農地は、すべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長(農地部会長)	<p>ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について、第1地域の報告をお願いいたします。</p>
第1地域調査委員長	<p>第1地域調査委員会委員の平です。第1地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、第4条申請が1件、第5条申請が2件でした。</p> <p>まず、議案第10号農地法第4条許可申請についてです。1ページ1号は転用者の代理人から事情聴取しました。自宅敷地を拡張す</p>

	<p>るため転用するものです。転用者の自宅の隣地で造成工事をするため、測量したところ、自宅敷地として使用していた土地の一部が、農地だったことが判明しました。自宅を増築した際に、農地法の手続きをとっていなかったため、始末書を添付し、今回申請に至りました。申請地は江南区大淵の畑2筆 525 m²です。農地区分は、集落内にある10ha未満の小規模の農地のため第2種農地と判断されます。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとっていることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、今後は農地法を遵守するよう指導しました。</p> <p>次に、議案第11号農地法第5条許可申請についてです。2ページ1号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買により取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、個人住宅の建築を計画していたところ、実家の隣の申請地が見つかり、今回申請に至りました。申請地は東区一日市の畑1筆 213 m²です。農地区分は、住宅用地と事業用地が連たんしている区域内にある農地で、第3種農地と判断されます。資金は借入金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。2ページ2号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地に貸借権を設定し、工事に伴う仮設事務所設置敷地に、一時転用するものです。転用者は、新潟東スマートインターチェンジ工業団地の造成工事を請け負い、工事の仮設事務所を設置するため、今回の申請に至りました。申請地は江南区西野の畑2筆 1,007 m²のうち 218 m²です。農地区分は、申請地の周辺に農地が広がっており、第1種農地と判断されますが、一時転用のため例外的に許可できます。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、近隣農地に被害を与えないこと、転用期間終了後は農地に復元するなど許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p> <p>議長(農地部会長)</p> <p>ありがとうございます。続きまして、第2地域の報告をお願いします。</p> <p>第2地域調査委員長</p> <p>第2地域調査委員会の塚原です。第2地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、農地法第5条許可申請が3件でした。</p>
--	---

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>初めに、議案書2ページ横越地区3号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、戸建て住宅を建築するための土地を探していましたが、申請地を見つけ、申請しました。申請地は、江南区横越川根町2丁目の畑1筆186㎡です。農地区分は、前面市道に上水道と下水道の2管が埋設されており、500m以内に医療施設が複数あることから、第3種農地と判断されます。資金は、金融機関からの借りで賄います。転用にあたり、周辺農地はすべて住宅用地に転用済みで、雨水は前面市道の側溝へ、汚水は公共下水道に接続し排水することから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。続いて、議案書2ページ横越地区4号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、戸建て住宅を建築するための土地を探していましたが、申請地を見つけ、申請しました。申請地は、江南区横越川根町2丁目の畑1筆186㎡です。農地区分は、前面市道に上水道と下水道の2管が埋設されており、500m以内に医療施設が複数あることから、第3種農地と判断されます。資金は、金融機関からの借りで賄います。転用にあたり、周辺農地はすべて住宅用地に転用済みで、雨水は前面市道の側溝へ、汚水は公共下水道に接続し排水することから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。続いて、議案書3ページ亀田地区5号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地に賃借権を設定し、携帯電話基地局を設置するための工事用地として一時転用するものです。申請地は、江南区日水3丁目の田1筆284㎡のうち32.56㎡です。農地区分は、集落内の10ha未満の小集団農地であることから、第2種農地と判断されます。資金は、自己資金で賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないように仮囲いを設置し、雨水は自然浸透とすることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p> <p>ただいまの事務局の説明及び各調査委員長の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
------------------	--

議長(農地部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、追加の議案第15号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。今回は委員関連の案件がありますので、先議を行います。1ページ2号は出席委員の関係案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項議事参与の制限の規定により、関係の委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(12番 塚原幸夫委員 退室)</p>
議長(農地部会長)	<p>1ページ2号について、審議いたします。許可相当と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定することとします。関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>(12番 塚原幸夫委員 入室, 着席)</p>
議長(農地部会長)	<p>次に、ただ今先議いただきました案件以外について、審議いたします。許可相当と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定することとし、先議の件と合わせまして事務局から市長へ回答をお願いします。次に、本冊1ページの議案第10号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。次に、本冊2ページから</p>

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>3 ページまでの議案第 1 1 号農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000 m²を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。続きまして、報告に移ります。報告事項農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について、報告事項農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農地法第 4 条転用届出に関する受理について、報告事項農地法第 5 条転用届出に関する受理について、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、報告事項農地法 第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理についてです。議案書の 4 ページから 6 ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業経営基盤強化促進法、慣行小作による賃借権を双方合意のうえ、契約を解除した案件です。横越地区で 9 件、亀田地区で 1 件の計 1 0 件の通知書を受理しましたので、ご報告いたします。なお、すべての案件について、離作補償金はありませんでした。</p> <p>次に、報告事項農地法 第 3 条の 3 の規定による届出書の受理についてです。議案書の 7 ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したものについて、適正に農地として利用されるように届出が義務付けられています。なお、農業委員会による「あっせん」の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うこととなります。石山地区で 1 件、大形地区で 1 件、横越地区で 3 件、亀田地区で 1 件の計 6 件の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。なお、農地については、大形地区の 1 件で斡旋の希望がありましたが、それ以外の農地は自作や貸付けがされており、斡旋の希望はありませんでした。</p> <p>続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の 8 ページをご覧ください。新潟地方法務局及び新潟地</p>

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>方裁判所から6件の照会がありました。石山地区で2件、大江山地区で1件、横越地区で1件、亀田地区で2件の照会で、現地確認のうち、横越地区の1件は農地、それ以外の地区は、すべて非農地と回答しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理についてです。議案書の9ページ、10ページをご覧ください。新潟地区で1件、石山地区で1件、鳥屋野地区で4件、亀田地区の1件の計7件の届出で、126,064.43㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の11ページ、12ページをご覧ください。石山地区で4件、鳥屋野地区で1件、亀田地区で1件の計6件の届出で、2,166㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で、農地部会所掌の議事は終了しましたので、議長を齋藤農政振興部会長職務代理者と交代いたします。</p>
<p>議長(農政振興部会長職務代理者)</p>	<p>今回、委員関連の案件で、職務代理の私が議事進行させていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、農政振興部会所掌の議事を進めます。別冊の議案第12号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>振興係の八百板です。着席のまま説明させていただきます。</p> <p>別冊の議案第12号について、ご説明いたします。表紙をめくっていただきますと、地区別実績表の合計となっております。こちらは農地中間管理事業以外の案件に係る地区別実績表の合計となっております、45件80,804㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は、新規分となります。利用権設定が、両川地区2件、大江山地</p>

	<p>区1件、横越地区33件、亀田地区7件、所有権移転が、大江山地区1件、大形地区1件で、面積は80,804㎡です。続きまして、次ページが利用権設定による契約内容となっています。表の右上のカッコの数字がページ数となります。1ページからご覧ください。1号から43号までが相対で新規契約した案件になります。賃借料を口座振替、現金または物納で支払うことで合意した内容となっています。すべて土地改良費を貸し手が負担します。2号、29号は使用貸借権です。次に10ページをご覧ください。こちらは売買による所有権移転の案件になります。契約内容ですが、1号は譲渡人の高齢によるもの、2号は譲受人の規模縮小のため、農地集積を図る譲受人との間で双方合意した案件になります。10ページの次ページの表をご覧ください。こちらは、農地中間管理事業にかかる地区別実績表の合計となっています。石山地区1件、横越地区9件、亀田地区10件で、面積は74,206㎡です。次に11ページをご覧ください。1号、2号、8号、9号、13号、15号は経営転換協力金にかかる離農によるもの、4号から7号は土改の水路付け替えによる交換分です。土地改良費は、4号から7号、11号から12号は借り手が負担、それ以外は貸し手が負担し、賃借料を口座振替により支払うことで合意した内容になります。最後のページをご覧ください。会長から市長への公告依頼の案となっています。公告については一番下段に記載しているとおり、4月14日からとなっています。ご承認後は、産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>議長(農政振興部会長 職務代理者) 今ほどの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>議長(農政振興部会長 職務代理者) 皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。今回は委員関連の案件がありますので、先議を行います。別冊6ページ26号から7ページ32号までは、出席委員の関係案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項議事参与の制限の規定により、関係の委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(14番 別所正幸委員 退室)</p>
--	--

議長(農政振興部会長 職務代理者)	別冊6 ページ26号から7 ページ32号までについて、審議いたします。原案のとおり承認するに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長(農政振興部会長 職務代理者)	異議なし、ということですので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただけてください。
	(14番 別所正幸委員 入室, 着席)
議長(農政振興部会長 職務代理者)	次に、ただ今先議いただきました案件以外について、審議いたします。原案のとおり承認するに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長(農政振興部会長 職務代理者)	皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。次に、別冊の報告事項新潟市農用地利用配分計画案について、事務局より説明をお願いいたします。
農政振興係長	別冊の報告事項について、ご説明いたします。1 ページの計画案については、先ほどの議案第12号11 ページから14 ページの貸し手が機構に賃借した農用地を、受け手に利用配分する計画案となっています。5 ページをご覧ください。こちらは農地中間管理権移転にかかる案件になります。1号、2号は上作交換、3号は経営転換協力金を伴う離農によるもの、4号、5号は移転を受けるものが耕作した方が効率的なことから合意した案件になります。なお、いずれの移転も、契約当時の内容をそのまま引き継ぎます。以上が、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による新潟市農用地利用配分計画であります。最後になりますが、農林政策課から当該計画案を農地中間管理機構へ提出後、5月末に県の公告を予定しています。ご審議よろしく申し上げます。
議長(農政振興部会長 職務代理者)	ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。
	(質問・意見なし)

議長(農政振興部会長 職務代理者)	皆さんからご質問、ご意見がありませんので、以上で報告を終わります。以上で、農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を虎澤会長と交代いたします。
議長(会長)	鈴木農地部会長さん、齋藤農政振興部会長職務代理者さん、ありがとうございました。以上で議事として提案した案件について、終了しましたが、その他として、委員の皆さんから何かありませんか。 (なし)
議長(会長)	それでは、事務局から何かありませんか。 (なし)
議長(会長)	他にないようですので、以上で3月定例総会を閉会いたします。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

署名委員 別所正幸

署名委員 仁多見繁隆
